

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第29号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第30号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2

教 育 委 員 会

- 告示第5号 教育委員会の招集……………2

監 査 委 員

- 公表第4号 定期監査の結果の報告……………2

公 営 企 業

- 公告第9号 宇治市排水設備指定工事業者の指定……………3

告 示

宇治市告示第29号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年3月11日から14日間

令和4年3月11日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
寺界道熊小路線	五ヶ庄寺界道40番地の3	前	6.2	12.9	
	五ヶ庄寺界道40番地の3		~7.6		
	五ヶ庄寺界道40番地の3	後	6.4	12.9	
	五ヶ庄寺界道40番地の3		~7.8		
宇治191号線（区間1）	宇治妙楽210番地の1	前	5.9	7.2	
	宇治妙楽210番地の1		~6.0		
	宇治妙楽210番地の1	後	6.0	7.2	
	宇治妙楽210番地の1				
宇治191号線（区間2）	宇治妙楽210番地の2	前	5.4	64.9	
	宇治善法8番地の1		~6.6		
	宇治妙楽210番地の2	後	5.4	64.9	
	宇治善法8番地の1		~6.0		
宇治205号線	宇治下居139番地の7	前	3.5	1.1	終点地番「宇治下居139番地の7」を「宇治下居139番地の10」に改正。
	宇治下居139番地の7				
	宇治下居139番地の10	後	3.5	1.1	
	宇治下居139番地の10		~4.6		
宇治246号線	宇治老番165番地	前	4.3	32.7	終点地番「宇治老番164番地の2」を「宇治老番162番地の18」に改正。
	宇治老番164番地の2		~15.0		
	宇治老番165番地	後	6.0	32.7	
	宇治老番162番地の18		~16.6		

宇治市告示第30号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定によ

り、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年3月11日から14日間

令和4年3月11日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
寺界道熊小路線	五ヶ庄寺界道40番地の3 五ヶ庄寺界道40番地の3	令和4年3月11日
宇治191号線（区間1）	宇治妙楽210番地の1 宇治妙楽210番地の1	令和4年3月11日
宇治191号線（区間2）	宇治妙楽210番地の2 宇治善法8番地の1	令和4年3月11日
宇治205号線	宇治下居139番地の10 宇治下居139番地の10	令和4年3月11日
宇治246号線	宇治老番165番地 宇治老番162番地の18	令和4年3月11日

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第5号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和4年2月25日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 令和4年2月28日 午後6時30分

開会場所 宇治市役所501会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 会期について
 - 3 報告
 - 4 宇治市立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を制定するについて
 - 5 令和4年度宇治市教育の重点を策定するについて
 - 6 教職員を任免するについて

(揭示済)

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和4年2月28日

宇治市監査委員

池上 哲朗
松岡 ゆかり
松峯 茂

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和3年度の福祉こども部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第9号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程(平成24年宇治市水道事業管理規程第7号)第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和4年3月11日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	指定工事業者名
第380号	株式会社NTパイピング

- 貸付金元利収入収入状況(こども福祉課)
- 学童保育協力金収入状況(こども福祉課)
- 児童扶養手当等返還金収入状況(こども福祉課)
- 保育所保育料収入状況(保育支援課)
- 保育所給食費収入状況(保育支援課)
- 委託料支出状況(こども福祉課、保育支援課、保健推進課)
- 補助金支出状況(こども福祉課、保育支援課、保健推進課)

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、福祉こども部こども福祉課、保育支援課及び保健推進課における事務事業のうち、主として令和3年4月1日から同年10月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和3年12月1日から27日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和4年1月25日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 こども福祉課

- (1) 貸付金元利収入収入状況について
滞納整理事務マニュアルが整備されていなかった。速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたい。
なお、平成30年度の前回定期監査において、調定の不備が見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。
- (2) 学童保育協力金収入状況について
催告が行われていない事例が見受けられた。適正な事務の執行を求める。
また、滞納整理事務マニュアルが整備されていなかった。速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたい。
- (3) 児童扶養手当等返還金収入状況について
滞納整理事務マニュアルが整備されていなかった。速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたい。
- (4) 委託料支出状況について
おおむね適正に処理されていた。
なお、前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。
- (5) 補助金支出状況について
支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

2 保育支援課

- (1) 保育所保育料収入収入状況について
滞納整理事務マニュアルと異なる運用が行われていた。適正な事務の執行を強く求める。
- (2) 保育所給食費収入収入状況について
滞納整理事務マニュアルが整備されていなかった。速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたい。
- (3) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
なお、平成30年度の前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。
- (4) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。

3 保健推進課

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。

第7 要望事項

債権回収には、担当する職員が長年培ってきた知識や経験の積み上げが必要であり、それらを人事異動により、数年で職員が入れ替わる状況下においても引き継ぐものとして、また、債権の発生から消滅に至るまでの一連の事務手続を適正かつ公平、効率的に進めるためには、債権の性質をはじめ具体的な徴収手続や基準を示した滞納整理事務マニュアルを整備しておく必要がある。債権を管理する所属のうち、マニュアルが整備されていない所属においては、速やかに整備され、適正な債権管理に努められたい。

(揭示済)

